

設置しましたか？

住宅用火災警報器

火災による煙や熱をいち早く感知し、火災発生を警報音や音声で知らせてくれる警報器です。

設置場所は

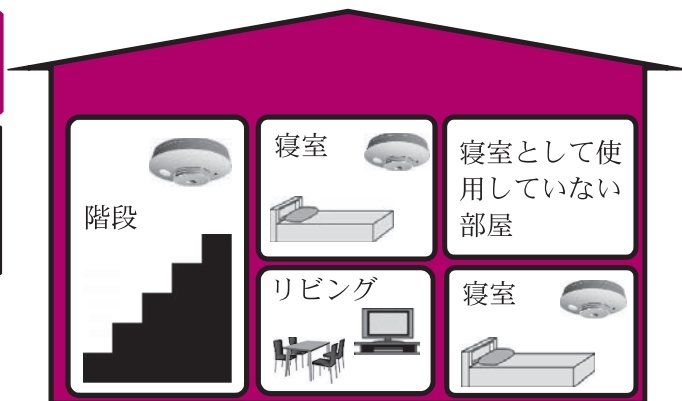
寝室

階段

(2階以上に寝室がある場合)

住宅用火災警報器はホームセンター・電機店等でお求めになることができます。

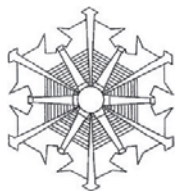
また、消防署での斡旋販売はしていません。



設置義務化からそろそろ10年…きちんと作動しますか？

住宅用火災警報器の交換の目安は10年です。

古くなると部品の劣化や電池切れなどで感知しなくなることがありますので確認してみてください。



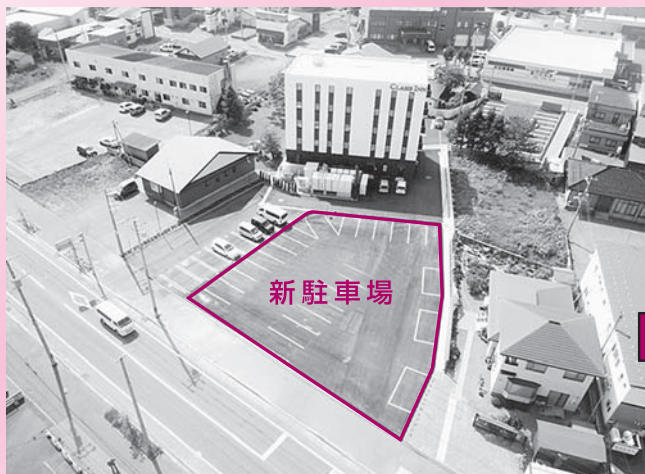
■お問い合わせ

渡島西部広域事務組合 木古内消防署指導係 ☎01392-2-2058

〒049-0412 上磯郡木古内町字大平27番地11

中央駐車場が移転しました

ビジネスホテルクラッセイン木古内が開業したことに伴い、中央駐車場が警察通沿いから中央通沿いへ移転しました。利用についてはこれまでどおり無料ですので、引き続き利用いただきますようご案内します。



■お問い合わせ 建設水道課建設グループ ☎01392-2-3131